

○法務委員会

内閣提出法律案（四件）

（衆）は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出日	参議院		衆議院		備考		
				付託委員会	議決	付託委員会	議決			
6	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	元、二二 元、二二	元、二二 元、二二 （予）	可 元、三、五 決	可 元、三、八 決	元、二二 元、二二	可 元、二、三 決	可 元、二、三 決	
7	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	二二 元	二二 元 （予）	可 三、五 決	可 三、八 決	二二 元	可 二、三 決	可 二、三 決	
114 40 国会	民事保全法案	（衆）	元、三〇 元、三〇	元、二二 元、二二	可 元、三、四 決	可 元、三、五 決	元、九 元、九	修 元、二、六 正	修 元、二、三 正	百十四回国会 百十五回国会 継続
114 63 国会	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案	〃	三二 元	二二 元、二二 元、二二	可 三、七 決	可 三、八 決	九 元	修 二、七 正	修 二、七 正	百十四回国会 百十五回国会 継続

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六号）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額の設定等を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、おおむね内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

二、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

三、一般の政府職員の例に準じて、単身赴任手当を支給する。

四、以上の改正は、報酬月額の改定については、平成元年四月一日にさかのぼって行い、単身赴任手当の新設については、平成二年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、この例に準じて、裁判官及び検察官の給与を改定し、単身赴任手当を支給しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、単身赴任手当の支給要件、裁判官及び検察官の単身赴任の実情、弁護士との収入格差等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、両法律案を順次採決した結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案は、在留資格制度の整備並びに審査基準の明確化及び審査手続の簡易・迅速化を図るとともに、外国人の不法就労に対処するための関係規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、多年にわたり本邦に在留している外国人の社会生活に与える影響、雇用主処罰規定の運用、不法就労外国人の人権保障、単純労働者の受入れ問題等につきまして質疑が重ねられましたほか、参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行いました。その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して橋本委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、雇用主等に対する処罰規定の運用等と内容とする附帯決議を全会一致をもって付することに決しました。

以上、御報告いたします。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七号）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額 of 改定等を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、おおむね国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 二、検事及び副検事の俸給については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 三、一般の政府職員の例に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 四、以上の改正は、俸給月額の改定については、平成元年四月一日にさかのぼって行い、単身赴任手当の新設については、平成二年四月一日から施行する。

委員長報告

前ページ参照

民事保全法案（第百十四回国会閣法第四〇号）

要旨

本法律案は、民事保全（仮差押え及び仮処分）制度に関する現行規定（民事訴訟法第六編及び民事執行法第三章）を統合した基本的手続法を定め、当事者の手続上の地位を實質的に保障しつつ、同制度の改善、合理化を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、民事保全の手続に関する審理の迅速化を図るため、保全命令の申立て及び保全命令に対する不服申立てについての審理は、すべて決定手続によることとする。これに伴い、審理の適正充実化のため、参考人等を審尋できる制度などを導入する。

二、利用頻度の高い仮処分（処分禁止、占有移転禁止）につき、適切な効力を確保するため、登記方法の合理化、執行力の拡張（債務者以外の占有者に対する明渡し等の強制執行を容易、可能にする）、第三者の権利保護等に関する規定を整備することにより、その執行方法及び効力を明確化する。

三、保全命令の発令手続及び執行手続につき、事件記録閲

覧の可否等をはじめ、従来から争いのある点についての解釈を統一し、仮処分解放金、不服申立てに伴う執行停止などの新たな制度を設ける等、関係規定を整備する。

四、この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、①仮の地位を定める仮処分命令を発するときには、原則として口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければならぬ、②保全執行の停止若しくは既にした執行処分取消し又は保全命令取消決定の効力停止を命ずる場合の疎明事項を厳格化する、③仮処分命令を取り消す際の原状回復命令を任意化し、かつ、原状回復の範囲を改める旨の修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました民事保全法案につきまして、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、仮差押え及び仮処分、すなわち民事保全の制度に関し、現行規定を整備統合し、当事者の手続上の地

位を実質的に保障しつつ、同制度の改善を図ろうとするものであります。

その主な内容は、民事保全手続の審理の適正迅速化を図り、利用頻度の高い仮処分である処分禁止の仮処分及び占有移転禁止の仮処分に関する規定を整備し、関係諸規定の整備を図ることでありませう。

委員会におきましては、決定手続一本化と適正手続の保障、第三者審尋のあり方、労働仮処分事件の動向等について質疑を行い、また参考人から意見を聴取しましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して橋本委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、本法の運用に当たり配慮すべき事項に関する附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（第一百四回国会閣法第六三号）

要旨

本法律案は、最近における外国人の出入国に関する状況にかんがみ、在留資格制度の整備並びに審査基準の明確化及び審査手続の簡易・迅速化を図るとともに、外国人の不法就労に対処するための関係規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、在留資格制度を整備し、我が国に入国・在留できる外国人の範ちゅうを明確にする。

二、在留資格に関する審査基準を省令で定めて公布することとし、出入国管理行政の一層の透明性及び公平性を確保する。

三、在留資格を認定した証明書を事前に交付できるようにし、外国人の入国・上陸手続を簡易・迅速に行い得るようにする。

四、外国人を雇用しようとする場合に、合法的に就労できる外国人かどうかを容易に識別できるように在留資格の表示を改めるとともに、合法的に就労できる外国人に対し、

申請により就労可能である旨の証明書を交付し、善意の雇用主が誤って就労できない外国人を雇用することがないようにする。

五、外国人の資格外活動を在留資格に対応する在留活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動等に限定してその範囲を明確化するとともに、不法就労外国人の雇用主やブローカー等に対する処罰規定を新設し、不法就労活動を防止する。

六、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、就労可能なことが明らかなる者について就労資格証明書の不提示又は不提出を理由とする不利益取扱い禁止規定を追加する修正が行われている。

委員長報告

四四ページ参照